（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に係る手続）

**第四十六条**　法第二十二条第七項の規定により住所地市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

一　申請者に対し、その求めに応じ、申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の写し（法第二十二条第四項の個人番号カードに記録されている個人番号カード用利用者証明用電子証明書を印字したものをいう。）を交付すること。

二　申請者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の利用方法その他の利用者証明認証業務の利用に関する重要な事項についての説明を行うこと。

［三　略］

（申請書の内容等の通知の方法）

**第四十七条**　法第二十二条第八項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の管理の方法）

**第四十八条**　法第二十三条の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

一　法第二十二条第四項の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の記録された同項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

［二　略］

（利用者証明用電子証明書の提供に係る手続）

**第四十六条**　法第二十二条第七項の規定により住所地市町村長が利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

一　申請者に対し、その求めに応じ、申請に係る利用者証明用電子証明書の写し（法第二十二条第四項の電磁的記録媒体に記録されている利用者証明用電子証明書を印字したものをいう。）を交付すること。

二　申請者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、利用者証明用電子証明書の利用方法その他の利用者証明認証業務の利用に関する重要な事項についての説明を行うこと。

［三　同上］

（申請書の内容等の通知の方法）

**第四十七条**　法第二十二条第八項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに利用者証明用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（利用者証明利用者符号の管理の方法）

**第四十八条**　法第二十三条の規定による利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他利用者証明利用者符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

一　法第二十二条第四項の規定により利用者証明利用者符号の記録された同項の電磁的記録媒体を他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

［二　同上］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間）

**第四十九条**　法第二十四条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

一　発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第二十八条第一項の規定による当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請及び法第二十二条第一項の規定による新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けるときにあっては、六回目）の誕生日

二　当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの有効期間が満了する日

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録事項）

**第五十条**　法第二十六条第二号に規定する主務省令で定めるものは、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2　法第二十六条第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　個人番号カード用利用者証明用電子証明書を発行した機構の名称

二　個人番号カード用利用者証明用電子証明書の用途に関する事項

［三　略］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法）

**第五十一条**　法第二十七条の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（利用者証明用電子証明書の有効期間）

**第四十九条**　法第二十四条に規定する利用者証明用電子証明書の有効期間は、利用者証明用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

一　発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第二十八条第一項の規定による当該利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の届出及び法第二十二条第一項の規定による新たな利用者証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな利用者証明用電子証明書の発行を受けるときにあっては、六回目）の誕生日

二　当該利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの有効期間が満了する日

（利用者証明用電子証明書の記録事項）

**第五十条**　法第二十六条第二号に規定する主務省令で定めるものは、利用者証明利用者検証符号に係るアルゴリズムの識別子とする。

2　法第二十六条第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　利用者証明用電子証明書を発行した機構の名称

二　利用者証明用電子証明書の用途に関する事項

［三　同上］

（利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法）

**第五十一条**　法第二十七条の規定による利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。